

事 務 連 絡  
令和6年(2024年)5月2日

介護サービス事業所・施設 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長  
( 公 印 省 略 )

令和6年能登半島地震の発生に伴う介護職員等の派遣協力について(第5回・6月分)

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

令和6年能登半島地震に係る被災地への介護職員等の派遣については、令和6年1月18日付け事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴う介護職員等の派遣協力について(依頼)」で依頼しご協力をいただいているところです。6月以降も引き続き、被災地の社会福祉施設や1.5次避難所、福祉避難所での要配慮者へのケアのため、介護職員等のニーズが当面の間生じることから、追加で介護職員等の派遣のご協力をお願いします。

つきましては、貴事業所・施設における6月中に派遣可能な介護職員等について、別添「【高齢者関係施設用】派遣職員登録票」の別紙2にご記入いただき、下記アドレス宛にメールにて送付いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 提出方法

以下のメールアドレスに、別添の「【高齢者関係施設用】派遣職員登録票」を添付し担当まで送付ください。登録や集計に使用しますので拡張子は変更せず、エクセルファイルのままご送付ください。

メールアドレス：[kaigo@pref.shiga.lg.jp](mailto:kaigo@pref.shiga.lg.jp)

送付宛先：医療福祉推進課介護施設指導係重富あて

### 2 提出期限

令和6年5月10日(金) ※提出期限後においても随時受付いたします。

### 2 その他

- ・ご記入された情報は厚生労働省を通じて「災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協)」に登録され、石川県が収集した被災地のニーズとマッチング等の調整がなされた上で、派遣等の連絡が全社協からされる予定です。
- ・派遣先は被災地の介護施設等が想定されています。
- ・Q&A集が厚労省の方で取りまとめられていますのでそちらもご確認ください。
- ・5月中に事業所・施設内に派遣可能な方がいなければ送付は不要です。
- ・職員派遣の経費は、基本的には令和6年1月4日付国の事務連絡「令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」の例によります。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
介護施設指導係 重富  
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851  
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp